

団体交渉のご報告

8月の新執行部体制後の団体交渉について議題一覧とそのうち主要な内容を抜粋してご報告します。なお、事務協議、意見交換会、団体交渉の後に大学から各地区労働者代表に意見聴取がなされ代表者の意見書の提出をもって制度改正が行われています。以下は意見聴取の議題順に整理しています。(文責 和田)

団体交渉 第116回9月26日、第117回10月5日、第118回10月22日→意見聴取

1. 人事院勧告への対応について
2. 広島県の最低賃金改定への対応について
3. Special Professor 及び Splendid Professor について

団体交渉 第119回12月12日→意見聴取

4. クロスアポイントメント制度に見直について
5. テニユアトラック制度の見直しについて

団体交渉 第120回12月13日

6. 附属学校園の長距離通勤等、学内異動について

これからの団体交渉予定

第121回1月8日済、第122回2月5日、第123回2月12日、第124回2月27日

7. 学内昇任制度について
8. 4月1日制度改正 (約11項目)

1. 人事院勧告について

2018年8月の人事院勧告は「月例給、ボーナス」については5年連続の引き上げ勧告で、若年層に厚いものの、再任用を含む全号俸での改善となっている点は昨年度と同様です。それを受け交渉の結果、広島大学では常勤職員について、1月27日制度改正、1月1日施行になりましたので、2018年4月～12月分の本給及び、12月期ボーナスの差額分は一時金として2019年3月末まで(2月28日予定)に支給されます。

(1) 月例給、ボーナスについて

●月例給

行政職俸給表(一)の本給(広島大学では一般職に相当。ただし、その他の職種もそれに準じている。)を平均改定率0.2%の引上げ。総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)の初任給を1,500円引上げ。若年層は1,000円程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定。

●ボーナス

年間4.40月分を4.45月分へ0.05月(一般)引き上げる。ただし、引き上げ分は勤勉手当に配分する。

<2018年6月期>

<2018年12月期>

平成30(2018)年度
期末手当 1.225月(支給済み)
勤勉手当 0.90月(支給済み)

1.375月(改定なしで支給済み)
0.95月(現行0.90月で支給済み)

⇒差額分を一時金として3月末までに支給

なお、勤勉手当は「極めて優秀、特に優秀、優秀、良好、良好でない」の評価のあるものです。また、広島大学では2017年6月期まで勤勉手当の0.015月を「優秀者適用」の財源に充てていましたが、段階的に増やし2018年6月期から0.03月の徴収になります。したがって、評価が良好(標準)の個人の月数は0.03月(夏)+0.03月(冬)=0.06月を控除した4.39月(2018年度)が評価が良好(標準)の個人月数となります。また、再雇用は平均0.05月分の引上げになります。12月期の勤勉手当は0.475月(現行0.425月)に

なります。

(2) 契約職員について

今年度の人事院勧告で常勤職員に準じたアップとして一時金を3月末まで支給(2月28日予定)します。個別に違いますが昨年並みで目安としてフルタイム約11,000円、パートタイム約7,700円になります。常勤の初任給層が昨年は1,000円アップ、今年は1,500円アップのため少しその影響で多くなる可能性はあります。なお、過去、契約職員の本給表は常勤職員の本給表を参考に現在のものが作成されました。その時に参照した常勤職員の本給表の該当額が人事院勧告でアップしている場合は今回連動して一時金が支給されます。

また、本給表自体の見直し改定は2月から交渉を開始しました。昨年度は時給900円未満のものは時給25円(パートタイム)、月給4,000円(フルタイム)のアップ改定、900円以上で単価設定上、常勤職員との連動する号俸は時給5円(パートタイム)、月給1,000円(フルタイム)アップの成果をあげました。今年度も気合を入れてこれからの交渉に臨みます。

(3) 年俸制職員について

本給表の改定なし。

※ 制度改正ではなく別件ですが、公募の際に年俸制・月給制の提示があったにも関わらず、説明もないまま年俸制になっていた組合員1名が交渉の結果、12月より月給制に変更しました。10年間勤務したとしての試算では年俸制でも不利はないと大学から提示されましたが、1年ごとの年収ベースで考えたときに、月々の所得税、住民税の徴収が多くなることも決断の要因になりました。月給制により後々退職金で支給された場合は税制上の優遇がありますが、退職金や交通費等相当額を含むという設計である現在の広島大学の年俸制は、すべてに所得税がかかります。また、標準月額が高くなると月々の社会保険料の負担(労使折半負担)も高くなります。

II. 大学教員の諸議題について

「3. Special Professor 及び Splendid Professor について」

広報紙「ひろば」2018年11月発行で詳細をご報告しましたが、大学提案では「基本的に定年退職した大学教員(定年以外の退職をした教授を含む)を1時限45分の時間給額2,500円の新職名 Special Professor で雇用する」とされていたものを、交渉の結果「原則として1時限45分時間給額5,010円の客員教員で雇用する、希望者のみ Special Professor 及び Splendid Professor での雇用にする」と変更させた点が組合の交渉成果です。Splendid Professor のほうは官公庁や民間企業所属の学外者を範囲とする新名称で時間給額は Special Professor と同額です。広島大学に金銭的に貢献されたい方は寄付等の行為によってなされればよく、授業の単価にそれを反映させるのは組合としては反対です。今後も原則として客員教員での雇用を推進していただけるよう、組合は非常勤講師担当の世話教員の皆様をお願いします。

「4. クロスアポイントメント制度に見直しについて」「5. テニユアトラック制度の見直しについて」

二点とも文部科学省の強い意向により運営費交付金獲得のためには推進せざるを得ない政策であるとの大学説明でした。その判断で進めざるを得ないとしても、大学として運用面において慎重さを求めた上で、4. は条件付承諾、5. は反対ですがそれでも強行の場合、細かな運用面での要求を行いました。

「7. 学内昇任制度について」

これからの交渉になりますが、次ページの「大学改革検討コメント」のご意見をいただき交渉予定です。前述の「5. テニユアトラック制度の見直しについて」は平成32年4月1日の新採用者が対象ですが、この「7. 学内昇任制度について」は現在、在籍中の大学教員が対象になる制度です。対になる制度のため、年度内の制定を求められています。いずれも分量が多い議題ですので、組合ホームページに掲載の要求書や過半数代表者の意見書で詳細をご覧ください。

III. 附属学校園・長距離通勤等の学内異動について

団体交渉は由井副理事を交え概ね意見交換会的でしたが、組合要求の長距離通勤者(福山～翠)の個人負担への対応に関して継続して交渉日程を含め協議を行います。教職B(高等学校)から教職C(中学校)への異動に関して今後の不利益可能性については、今後は本人の希望ではない限り行わないにしたいという副理事の意向から、現在の該当者への対応を手厚くお願いすることで留めました。異動1年目の現時点では不利益になっていないためです。全般的には、新副理事の由井副理事に代わってからの今春の人事異動がどのような形でなされるか注視して対応することとしています。

大学改革検討コメントータの設置について

【提案理由】

現在進行中の大学改革に関して、内容、範囲とも組合各執行委員で資料を読み、問題を抽出するには手に余る状況です。これは大学力強化の道と銘打って進められている第3期中期目標期間の終了する3年後2021年までは続くと予測しています。各ワーキンググループ（A～F）で検討された答申が部局長等意見交換会へ提示され、結果として制度改正が必要なものを大学は組合へ提案してきています。その後、各地区の労働者代表へ意見聴取され意見書の提出を求められ制度改正がなされます。

その対応として、組合で各支部と執行委員会が連携して動くルートに個別のコメントータ（意見を言う係）を設置し、問題対応へのスピードを上げ、多様な視点を集結し交渉に備えるべく「大学改革検討コメントータ」を設置することにしました。

なお、支部連絡会議で以下の議論がされましたのでそれを反映させた形となります。

- ・集まることなく意見を言うだけならば、これと思う方にお願ひしやすい。
- ・該当コメントータの時間的負担を極力少なく、個別にご提案のみいただく形がよい。

概要

【1. 名称：大学改革検討コメントータ】

【2. 期間：現在～2020年3月末 約1年】執行委員の交替時期（8月）には当該内容は申し送りをする。

【3. 内容】

大学から組合へ提案される大学改革案件の資料を担当コメントータに提示し、それに対するご意見をいただき、執行委員会でとりまとめ組合交渉を行う。なお、執行委員会の諮問機関とするが代表者等は置かない。事務作業が必要な際は書記局が代行する。

【4. 選出方法】

推薦等で支部から1名以上の選出が望ましい。それ以外の推薦も排除しない。該当者に承諾を得てから任期が開始するものとする。

【5. 候補者】既に役員等から伺い、ご承諾いただいた方々です。

総科支部： 人間科学生命部門	斎藤 祐見子氏
その他：ダイバーシティ主担当 総合科学研究科副担当	大池 真知子氏
生生支部： 水圏生物生産学講座	吉田 将之氏
生生支部： 客員教授	佐藤 清隆氏
教育学支部：国語文化教育学	小西 いずみ氏
教育学支部：初等カリキュラム開発講座	木原 成一郎氏
理学部支部、文学支部、社会研支部、霞支部等：検討中	



有期契約職員の年次有給休暇の消化について

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の影響で、常勤、契約職員ともに年休取得については2019年度から大きな取り組みがなされることとなりますが、それは現在、協議中ですので、次回ご報告します。

たちまち、この3月末で年休未消化が多くある有期契約職員の方は、5日以内は1時間単位で取得できますので、取得申請してリフレッシュしてください。念のため以下の規則をご案内いたします。（広島大学就業規則より）

「事務・技術系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則」の（年次有給休暇の単位）第63条の2 年次有給休暇の単位は1日又は半日（1日の所定労働時間が7時間45分の者に限る。）とする。ただし、労使協定に定める日数の年次有給休暇（※）及び労基法第39条に規定する日数を超えて付与する年次有給休暇については、1時間を単位とすることができる。

※労使協定「時間単位で取得する年次有給休暇に関する協定書」では5日以内となっています。年次有給休暇は職務免除され職場を離れリフレッシュを計る目的の休暇ですので、1日又は半日という単位設定が主で、細切れに取得することには5日以内という制限がかけてあります。

組合員間の顔が見える活動をという2018年度方針のもと、各支部で以下の活動を行いました。

- 1) 2018年11月16日(金) 東広島キャンパス 学士会館2階
図書館支部・理学部支部・工学研究科支部・書記局共催 **ヨガ講座** 参加25名
- 2) 2019年1月30日(水) 霞キャンパス カンファレンス1
霞支部主催 **空手道&護身術体験会** 参加19名

組合懇親活動



みんなでリラックス



みんなでストレッチ



みんなで感動! 護身術の試演

3月~4月に退職・異動等がある方は組合までご連絡ください(お願い)

組合員管理・会計事務の都合上、以下の方はご協力お願いいたします

- ① 退職 ②再雇用、非常勤になる方 ③休職・休業 ④異動(学内異動も含む) ⑤ 個人番号が変わる方
(雇用形態の変更等により)

定年のご退職の方は、長い間まことにお疲れ様でした。引き続き広大で勤務される方は継続して4月からも組合員になっていただけないでしょうか。その場合、勤務時間に応じて組合費等は月額300円~500円になります。何卒ご検討よろしくお願いいたします。

発行 広島大学教職員組合
(東広島事務所 本部)
東広島市鏡山1-7-2
(広大西口 西エネルギーセンター内)
内線(東広島84)5390
東広島以外からは84をつけておかけください。

TEL/FAX 082-422-7556
メール union@hiroshima-u.ac.jp
ホームページ
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

生活の質バンク **ろうきん** 狭込みの「家計の見直し運動 借換アンケート」もご覧ください。ご返送は当組合、またはろうきん西条支店(加藤様)まで。



ろうきんマイプランナビ

〈ろうきん〉
カードローンマイプランナビ

4.50% 低金利!

★金利適用期間/
2019年11月1日以降の
直近約定日の前日まで

組合員限定

●ご融資限度額 / 最高 **500万円** (10万円単位)
※ご融資限度額300万円超の場合、勤続年数5年以上または年収500万円以上の方に限ります。
※勤続年数1年未満の方は最高50万円です。

●お使いみち / **自由** ※事業性資金・投資目的資金・負債整理資金を除く
【取扱期間】2018年4月1日~2019年3月31日まで

「これから出費が続きそう...」と思ったら、まずは!

ネットでの**仮申込み**
無理なく返済しつづけるかがカンタンにご確認いただけます!

2018年4月1日~2019年3月31日までにご契約の場合
2019年11月1日以降の直近約定日(ご返済日)の前日までは、**特別金利(固定金利)**となります。2019年11月の約定日以降は、**通常マイプランの実効金利**となります。

【参考】通常の実効金利：年5.375%~年8.875% (2019年4月1日現在の金利)
※2019年11月以降は、年4回(3ヵ月ごと)の利率の見直しを行います。(ろうきん)の必要引当金率に合わせた金利を適用します。

●ご利用対象者 / 資金控除または給与振込指定により返済可能な方 ●お申込条件 / 30万円以上の新規契約または50万円以上のご融資限度額増額変更契約の方原則、前年の税込年収が150万円以上の方、金庫の定める保証機関の保証が受けられる方 ●お取引期間 / 契約日より1年間(その後1年毎の自動更新) ●ご返済方法 / ○返済(ゆうゆう)コース: 残高に応じて定められた返済額を毎月または毎月・ボーナス併用返済 ○通常コース: ご融資限度額に応じて定められた返済額を毎月または毎月・ボーナス併用返済 ※返済方法は融資契約の申込み時ご選択ください。 ●保証 / (一社)日本労働者信用基金協会 ●担保 / 不要
※審査の結果、ご融資できないなど、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
※お問い合わせが必要な方は店舗へお問い合わせください。